

「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に関する意見

2010年6月24日
ネットワーク流通と著作権制度協議会

文化庁長官官房著作権課が、平成22年5月25日付けで意見募集を実施した、「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 権利制限の一般規定に関する中間まとめ」（以下、「中間まとめ」という）に関し、当協議会は以下のとおり、意見を述べる。

なお、意見募集要領に従い、論点毎に意見を提出する。

はじめに・第1章（1頁～3頁）について

権利制限の一般規定の導入の是非及び議論の経緯については、中間まとめでは社会的な要請を中心に議論されている。しかし、権利制限の一般規定の導入の是非及び規定のあり方については、我が国の著作権法の有する本質を踏まえて議論を行うべきである。

次に、中間まとめに至る経過において、WGによる報告書において、前提となる立法事実の存否が行われ、約100に及ぶ事案が集められ検討されたものの、小委員会において示された立法事実は17頁から20頁のA・B・C類型に示された極めて限られた事実であった。これは、企業コンプライアンスの考えに沿うための形式的違法該当性解消を権利制限の一般規定によることが求められている状況が希薄であるということを示すことになったと言えよう。

第3章1（7頁～10頁）について

諸外国の状況を見ても、米国著作権法107条のフェア・ユース規定は、決して普遍的なものではなく、むしろ特殊な規定であることが分かる。したがって、我が国著作権法への権利制限の一般規定の導入の是非については、我が国著作権法の体系を踏まえ、かつ、我が国の著作物利用、著作権行使の現状を認識した上で行うべきである。

第4章1（1）（16頁～17頁）及び、第4章1（7）（24頁）について

当協議会は、平成21年4月24日付「権利制限の一般規定に関する提言」（以下、「提言」という）を公表した。この提言においては、権利制限の一般規定の導入目的として、形式的違法該当性解消のためというものと、ビジネスの萎縮効果を解消するためという二つの異なった種類のもものが議論されているが、ビジネスの萎縮効果を解消するための導入論については、権利者の利益を不当に侵害するものであって、認められない旨の意見を述べている。

中間まとめにおいては、ビジネスの萎縮効果を解消するための導入論を排斥している。この点については、当協議会の提言においても同趣旨であって、賛成である。

なお、当協議会においては、中間まとめで挙げられたAからCまでの行為についても、権利制限の一般規定を創設するのではなく、個別権利制限規定を改正あるいは創設をすれば足りるのではないかという意見も未だある。これに対し、中間まとめにおいて言われているように、法令遵守が強く求められている現代社会においては、利用者が形式的には権利侵害の可能性の危惧を抱く行為を解消するために、個別権利制限規定ですべて対応されているとはいえない利用行為を権利制限の一般規定の対象とすることについては一定の妥当性が認められるのではないかという意見もあった。よって、これらを何らかの権利制限の一般規定を設けることにより解決する方策を選択するとしても、権利制限の一般規定の導入により、上記形式的権利侵害の可能性の解消以上にこれが拡大解釈され、権利者の利益が不当に侵害されることのないよう、立法化にあたっては権利制限の一般規定の要件を明確化する必要があるだろう。その際には、ベルヌ条約第9条第(2)項、WIPO著作権条約第10条等に規定されている3ステップテスト(i 特別の場合、ii 著作物の通常に利用を妨げない、iii 著作物の正当な利益を不当に害しない)の要件を実質的に充たすような規定が設けられるべきである。

第4章1(2)(17頁～18頁)について

中間まとめにおいて、具体的に権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容として掲げられているAからCまでの類型について検討した。

Aの類型についてはこれを権利制限の対象とすることについて、ほぼ異論を見なかった。但し、著作物の利用を認識しつつ行う「写し込み」は、「写り込み」とはその性質が大きくことなるのであるから、中間まとめにおいて、同一に議論している点には異論があるという意見があった。

第4章1(3)②(19頁～20頁)について

Bの類型については、大半が異論なかったものの、例として掲げられている利用行為のうち、現在利用許諾手続きが行われていて何ら問題のない行為が含まれており、権利制限の対象にする必要性はないのではないかという指摘があった。

第4章1(3)③(19頁～20頁)について

Cの類型において例と示された事案については、権利制限対象とすべき一定の場合がある可能性があること自体は否定しないが、それぞれの事案にしたがって、その必要性・要件等について更に詳しく検討が必要であるという意見が多数であった。また、要件の規定の方法によっては拡大解釈を招く可能性が高いのではないかと危惧されるため、要件の規定には慎重に検討する必要があると考える。

第4章1(7)(24頁)について

中間まとめでは、権利制限の一般規定により権利制限される利用行為の内容については記載があるものの、これをどのように立法化するかについては触れられていない。

中間まとめで述べられているAからCまでの要件を抽象的に抽出して立法化するのであれば、これは3ステップテストの要件を具備していないのではないかと危惧され、また、権利制限の一般規定の拡大解釈を導くものであるから、妥当ではないと考える。少なくとも、AからC類型の各要件が明確にわかるような規定とすべきである。

第4章2(25頁から30頁)について

(1)について

具体的な要件を可能なかぎり明確にしない限り、権利制限の一般規定の導入にあたっては、なお拡大解釈の危険性を否定できない。また、具体的な要件に加え、35条1項但書のような規定を加えることも要請されよう。但し、35条1項但書を追加するとしても、具体的な要件が明確でなければ、結局、「著作権者の利益を不当に害する」ことはどのような場合かを巡って紛争が生じる可能性が大であるから、そのようなことを避けるために、第1義的には、具体的な要件を明確にすべきである。

(7) について

中間まとめでは、実効性・公平性担保のための環境整備については、懲罰的損害賠償等の現行法と異なる法制度を導入することについては、権利制限の一般規定の導入の問題とは別に慎重に検討する必要があるとされている。権利制限の一般規定を導入する際には、訴訟提起など権利者の負担増加が当然に予想されるのであるから、一方的に権利者の負担が増大しないような、実効性・公平性担保のための環境整備を更に検討すべきであるし、このような環境整備が権利制限の一般規定導入と同時に行えないのであれば、権利制限の一般規定の導入に際しては、拡大解釈によって一方的に権利者の負担が増大しないように、その対象範囲を限定すべきである。

おわりに (31頁) について

権利制限の一般規定については、ある程度条文の表現が抽象的になることは避けられないと思われるが、拡張解釈を避けるために、今後、法制問題小委員会においても適用条件、及び、立法においてこれを明確化できるように充分議論し、この案を公表の上、広く意見募集を行うべきである。

以上

ネットワーク流通と著作権制度協議会

第1 協議会の概要

1 目的

著作権関連ビジネス、ネットワーク関連ビジネスと著作権法に関する見識を有する者により、コンテンツのネットワーク流通に対応した著作権制度の在り方を協議し、協議結果を提言として公表することを目的とする。

2 組織

コンテンツ創作者、創作・流通・利用に関する関係業界における著作権実務担当者、研究者並びに弁護士で、著作権関連ビジネス、ネットワーク関連ビジネスまたは著作権制度に関して研究し、または特に関心を有する個人を会員とする任意団体

3 活動

- (1) 全体協議会の開催及び協議結果に基づく提言の公表
- (2) 分科会の開催並びに検討結果の公表
- (3) 研究会および講演会の開催

4 会員数

120名（平成21年4月24日現在）

第2 役員

会長：齊藤 博（新潟大学名誉教授、弁護士）

顧問：青山 善充（明治大学法科大学院長 教授）

阿部 浩二（岡山大学名誉教授、著作権情報センター著作権研究所所長）

中村 稔（弁護士）

橋元 四郎平（弁護士）

半田 正夫（青山学院大学 名誉教授）

牧野 利秋（弁護士）

紋谷 暢男（成蹊大学 法務研究科教授）

理事：伊藤 真（弁護士）

岸 博幸（慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授）

齋藤 浩貴（弁護士）

龍村 全（弁護士）

富岡 英次（弁護士）

藤原 浩（弁護士）

前田 哲男（弁護士）

松田 政行（弁護士）

監事：市村 直也（弁護士）

中川 達也（弁護士）

分科会長：

コンテンツの流通促進方策に関する分科会会長 齋藤 浩貴（弁護士）

権利制限の一般規定に関する分科会会長 早稲田祐美子（弁護士）